

株 主 各 位

東京都港区北青山三丁目1番2号
S R E ホールディングス株式会社
代表取締役社長 西 山 和 良

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月12日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月15日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR 3F
赤坂インターシティコンファレンス301
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第6期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額改定の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「新株予約権等の状況」
- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主総会開催までに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会開催上の注意事項をインターネット上の当社ウェブサイト上に掲載させていただく予定です。

当社ウェブサイトURL <https://sre-group.co.jp/ir/>

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

本総会終結時を以て、取締役（監査等委員を除く）5名全員が任期満了となりますので、取締役として、以下3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	西山和良 (1975年4月9日)	2003年7月 ソニー株式会社入社 2007年4月 同社ケミカル&エナジー事業本部・事業戦略室長 2014年2月 同社SRE事業準備室長 2014年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2018年3月 株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューション取締役就任（現任） 2018年10月 SRE AI Partners株式会社代表取締役社長就任（現任） (重要な兼職の状況) SRE AI Partners株式会社代表取締役社長 株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューション取締役	600株
(取締役候補者とした理由) 西山 和良氏は、当社設立時から代表取締役を務め、会社経営の経験が豊富なことから、適切な経営に関する業務執行を期待できるため、当社取締役に適任と判断いたしました。			
2	河合通恵 (1963年12月13日) ※	1987年4月 東急不動産株式会社入社 2009年4月 東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社取締役執行役員就任 2015年4月 東急不動産アクティビア投信株式会社（現東急不動産リート・マネジメント株式会社）代表取締役社長就任 2019年5月 当社取締役（不動産事業担当）就任 2020年4月 当社取締役（不動産事業担当）兼不動産事業本部 本部長就任（現任）	—
(取締役候補者とした理由) 河合 通恵氏は、不動産業界での経験が豊富で、当社不動産事業に関する適切な業務執行を期待できるため、当社取締役に適任と判断いたしました。			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	つ の 角 だ 田 智 とも 弘 ひ ろ 弘 (1972年11月13日)	1998年4月 ソニー株式会社入社 2009年7月 同社技術開発本部統括課長 2014年10月 当社転籍執行役員就任/AIソリューショングループ統括部長 2018年10月 SRE AI Partners株式会社取締役就任 (現任) 2019年6月 当社取締役 (AIソリューション事業担当) 就任 2020年4月 当社取締役 (AIソリューション事業担当) 兼 AIクラウド&コンサルティング事業本部 本部長就任 (現任) (重要な兼職の状況) SRE AI Partners株式会社取締役	—
(取締役候補者とした理由) 角田 智弘氏は、AI事業での知見に優れ、当社AIクラウド&コンサルティング事業に関する適切な業務執行を期待できるため、当社取締役に適任と判断いたしました。			

※ 河合通恵氏の戸籍上の氏名は、石母田通恵であります。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。また、各候補者について、監査等委員会から特段の意見はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結時を以て、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、以下の3名の選任をお願いするものであります。また、候補者については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	※ 久々湊 暁夫 (1963年7月2日)	1987年4月 ソニー株式会社入社 2004年11月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社(現ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社)入社 法務部部長、経営企画部部長、経営業務部部長を歴任 2017年8月 当社入社 経営管理室長就任 2018年10月 SRE AI Partners株式会社監査役就任(現任) 2019年3月 当社執行役員就任 経理財務・コーポレートソリューション担当(現任)	—
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 久々湊 暁夫氏は、法務、経営管理の責任者としての経験が豊富で、当社に対し、適切な助言等を頂けることが期待できるため、当社取締役(監査等委員)に適任と判断いたしました。			
2	原 田 潤 (1973年3月28日)	2001年8月 公認会計士登録 2012年8月 税理士登録 2017年8月 株式会社MEJ監査役就任 2018年8月 神宮前あおば税理士法人社員就任(現任) 2019年4月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) あおばアドバイザーズ株式会社代表取締役 神宮前あおば税理士法人社員 アライドアーキテクツ株式会社取締役	—
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由) 原田 潤氏は公認会計士及び税理士資格を有し、複数社において取締役及び監査役を歴任しており、経営及び経理財務面において高い知見と専門性を有していると考えられるため、当社社外取締役(監査等委員)に適任と判断いたしました。			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	※ ほん 本 ざわ 澤 ゆたか 豊 (1960年3月5日)	1986年4月 ソニー株式会社入社 2008年10月 同社 連結経理部 統括部長 2015年1月 同社 北米エレクトロニクス事業会社 CFO 2020年3月 江崎グリコ株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 江崎グリコ株式会社取締役	—
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由)</p> <p>本澤 豊氏は、上場企業の取締役としてコーポレートガバナンス・サステナビリティ経営に従事しており、組織経営に関する実務実績があること並びに米国及び国際会計基準の知識も豊富であることから、当社社外取締役(監査等委員)に適任と判断いたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 原田潤氏、本澤豊氏は、社外取締役候補者であります。
4. 原田潤氏は、現在、当社の監査等委員の社外取締役であります。監査等委員の取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年2ヶ月となります。
5. 当社は、原田潤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、原田潤氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- また、本澤豊氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、原田潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、本澤豊氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 本澤豊氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。また、当社の特定関係事業者(主要な取引先)でありますソニー株式会社の業務執行者であり、過去5年間に於いて、使用人としての給与を受けておりました。

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2019年6月17日開催の第5回定時株主総会において、年額15百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化や経営環境の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬額を年額20百万円以内と改めさせていただきますと存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名ありますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2019年6月17日開催の当社第5回定時株主総会において、年額150百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名であり、第4号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員等の重要な使用人に対し、割り当てる予定です。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内においては、自然災害の発生や消費税率引上げに伴う消費マインドの低下等のマイナス要因があり、また、国外においては、米中貿易摩擦の長期化、英国のEU離脱に伴うヨーロッパ経済の先行き不透明化や中東情勢の不安定化等の不確定要因がありながらも、全体としては緩やかな回復基調にありました。しかし、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により一転して厳しい状況となっております。

当社グループの事業との関係で見ますと、当社グループが「不動産事業」を展開する不動産業界においては、一部金融機関や不動産会社による不適切な不動産取引や、大手デベロッパーによる投資用アパートの施工不良等の問題により、個人向け投資事業については弱含んでいたものの、外国人投資家や法人投資家向けの都心マンション販売は、低金利等を背景に依然堅調であり、全体としてみると、景気はほぼ横ばいとなっております。しかし、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等により、不動産流通業におけるお問い合わせ数の減少や自主的な営業自粛による顧客訪問数減少が影響し始め、個人への対面営業を原則としていた不動産流通業は当第4四半期連結会計期間より厳しい兆候が見られ始めております。

また、当社グループが推進する「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」を展開するIT及びAI業界は、高度技術者の不足等の課題はあるものの、AIについての認知度が高まっていることを背景に、業種を問わずITやAI技術を導入又は導入を検討する企業が増加しており、市場は順調に拡大しております。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の影響で、一時AIコンサルティングサービスやAIクラウドサービスの導入を見合わせる、進行中のものについても打ち合わせの頻度が減少する等、営業活動や導入活動に支障が生じております。

このような事業環境のもと、当社グループは以下のとおり事業を展開してまいりました。

<不動産事業>

不動産仲介サービスとして、高い専門性と価格査定エンジンやAI追客ツールなどのテクノロジーの活用により、顧客満足度の高いコンサルティングサービスを継続的に提供するとともに、なるべく高単価の物件を扱うことができるように体制構築を進め、スマートホームサービスにおきましても、収益型不動産「AIFLAT（アイフラット）」の提供を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における不動産事業の売上高は、2,405,600千円（前年同期比18.6%増）となっております。

<ITプラットフォーム事業>

不動産売買プラットフォーム「おうちダイレクト」の個人向けサービスの対応エリアを拡大するとともに、法人向け業務支援サービスの提供プロダクト及び利用会社数を順調に増やしてまいりました。

その結果、当連結会計年度における「ITプラットフォーム事業」の売上高は、1,073,643千円（同36.8%増）となっております。

<AIソリューション事業>

AIクラウドサービス（ディープラーニング（深層学習）技術を核とするパッケージ化されたAIプロダクトをクラウド上で提供するサービス）及びAIコンサルティングサービス（不動産業者及び金融機関などが行うマーケティング活動、営業活動といった顧客企業の様々な顕在的、潜在的な経営課題を、AIによる予測ツールの作成・提供を通じて解決するコンサルティングサービス）の提供先を広く開拓してまいりました。

その結果、当連結会計年度における「AIソリューション事業」の売上高は、371,110千円（同349.8%増）となっております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は堅調に推移し、売上高3,850,353千円、営業利益746,746千円（売上高販管費率46.3%）、経常利益717,467千円、親会社株主に帰属する当期純利益473,442千円となりました。

なお、当社グループの報告セグメントの区分は、当連結会計年度において、『AI×リアル』ソリューション事業の単一セグメントとしておりましたが、翌連結会計年度より、「AIクラウド&コンサルティング」セグメント及び「不動産」セグメントに変更することといたしました。

これは、主に当社グループの2021年3月期中期計画において、今後の事業戦略の実現に適した体制を検討した結果、上記2セグメントでの組織体制構築が商品を開発する力とスピードを発揮する上で最適と判断し、当社グループにおける内部モニタリング単位を変更したことによるものであります。

「AIクラウド&コンサルティング」セグメントには、①AIクラウドサービス（ディープラーニング（深層学習）技術を核とするパッケージ化されたAIツールをクラウド上で提供するサービス）、②AIコンサルティングサービス（不動産仲業者及び金融機関などが行うマーケティング活動、営業活動といった顧客企業の様々な顕在的、潜在的な経営課題を、AIによる予測ツールの作成・提供を通じて解決するコンサルティングサービス）及び③「おうちダイレクト」のAI及びITテクノロジーを活用した不動産会社向け業務支援サービスが含まれております。

「不動産」セグメントには、①不動産仲介サービス（高い専門性とテクノロジーの活用により、顧客満足度の高いコンサルティングサービス）、②「おうちダイレクト」における個人が自由に無料で不動産を売り出しできるサービス、③「おうちダイレクト」を活用した不動産仲介サービス及び④スマートホームサービス（収益型不動産「AIFLAT（アイフラット）」の販売）が含まれております。

変更後の報告セグメントによった場合の当連結会計年度のセグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	AIクラウド&コンサルティングセグメント	不動産セグメント	調整額 (注)	連結
外部顧客からの売上高	645,692	3,204,661	－	3,850,353
セグメント間売上高	152,941	－	△152,941	－
計	798,633	3,204,661	△152,941	3,850,353
セグメント利益	609,024	137,721	－	746,746

(注) 調整額は、セグメント間取引消去を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は106,588千円であります。

その主なものは、本社の移転（98,021千円）及び銀座オフィスの改装（7,754千円）であります。

なお、当連結会計年度中において、重要な設備の除却、売却はありません。

③ 資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場への上場により、当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、3,431,750千円の公募増資を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2017年3月期)	第 4 期 (2018年3月期)	第 5 期 (2019年3月期)	第 6 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(千円)	—	—	2,896,438	3,850,353
経 常 利 益(千円)	—	—	435,049	717,467
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	—	—	259,568	473,442
1株当たり当期純利益(円)	—	—	18.91	33.50
総 資 産(千円)	—	—	4,115,804	8,054,693
純 資 産(千円)	—	—	3,179,486	7,090,951
1株当たり純資産(円)	—	—	231.45	468.06

- (注) 1. 当社は、第5期より連結計算書類を作成しております。
2. 当社は、2019年8月20日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 3 期 (2017年 3 月期)	第 4 期 (2018年 3 月期)	第 5 期 (2019年 3 月期)	第 6 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
売 上 高(千円)	2,067,361	2,597,370	2,853,923	3,482,043
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△90,069	196,019	380,287	386,187
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△227,505	300,340	220,650	252,696
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△4,971.72	6,563.37	16.07	17.88
総 資 産(千円)	3,240,258	3,568,691	4,022,476	7,609,991
純 資 産(千円)	2,618,634	2,918,804	3,118,376	6,809,095
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	57,198.54	63,761.91	227.00	449.44

(注) 1. 当社は、2018年7月5日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

2. 当社は、2019年8月20日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

3. 当社は、上記1及び2のとおり、2018年7月5日付で普通株式1株につき100株、2019年8月20日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そこで、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第3期の数値については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。

区 分	第 3 期 (2017年 3 月期)	第 4 期 (2018年 3 月期)	第 5 期 (2019年 3 月期)	第 6 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△16.57	21.88	16.07	17.88
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	190.66	212.54	227.00	449.44

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。なお、従来、当社の親会社でありましたソニー株式会社は、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場に伴う公募による株式の発行及び当該親会社による株式売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しに伴う保有株式の一部貸出しにより、2019年12月19日付で親会社に該当しないこととなり、その他の関係会社に該当することとなりました。

ソニー株式会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

- a. 当社と当社のその他の関係会社と取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、ソニー株式会社からAIに関するライセンスを受ける契約等を締結しております。当該取引をするにあたっては第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

- b. その他の関係会社との取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

その他の関係会社からの独立性確保の観点も踏まえ、多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定しております。

- c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SRE AI Partners株式会社	50百万円	100.0%	AIソリューション事業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大は、その終息が見通せず、日本を含めた世界的経済への影響は、大規模かつ長期化する可能性が高まっております。それに伴い、当社のみならず全世界的にリモート・ワークでの業務遂行の必要性が高まる等、蓄積されたデータをAIにより分析・活用し業務の効率化を図ったり、PC上で業務を完結できるようなシステムの利活用がこれまでになく注目されております。

このような状況の中、当社は不動産事業及びAIクラウド&コンサルティング事業を統合的に行うリーディングカンパニーとして、以下の点を重要課題として取り組んでまいります。

① 不動産事業

ノンアセットビジネス（流通）とアセットビジネス（開発・投資・運用）を包括的に行うことにより、リスクとプロフィットを相互補完しながら更なる事業拡大を目指してまいります。

具体的には、ノンアセットビジネスにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大により想定される取扱物件数の減少を補うべく、AI技術・ITを利用した効率的な集客等を行うことにより、新しい不動産ビジネスモデルを創出いたします。また、アセットビジネスにおいては、高付加価値物件の開発を引き続き行うとともに、当連結会計年度において取得した第二種金融商品取引業を活用した投資運用業を展開してまいります。

② AIクラウド&コンサルティング事業

a. 不動産AIクラウドサービス

AI技術やITを活用した一気通貫のワンストップサービスである「おうちダイレクト」の更なる機能拡充を図ることにより、不動産会社仲介業務のIT化による合理性及び効率性向上に寄与してまいります。

b. AIコンサルティングサービス

リカーリングによる安定的収益を生み出すAIクラウドサービスの更なる顧客獲得を進めるべく、当社ならではの豊富な独自不動産データにAIを掛け合わせた高精度の予測分析モデルに基づくコンサルティングを提供することにより、不動産業界にとらわれない他業種の顧客の業務の合理化・効率化・適正化に寄与してまいります。

また、不動産業において培ったAI開発技術を他業種にも展開し、高精度のAI開発を様々な業種にわたって行うことにより、リスクの低減化と事業の更なる拡大を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
『AI×リアル』ソリューション事業	実業（リアル）である「不動産事業」、ITの高度なテクノロジーとAI技術を基盤とした「ITプラットフォーム事業」及び「AIソリューション事業」の3つの事業を有機的に結合させた『AI×リアル』ソリューション事業を展開しています。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社 ※	東京都港区北青山三丁目1番2号
オフィス	銀座オフィス（東京都中央区）、池袋オフィス（東京都豊島区）、吉祥寺オフィス（東京都武蔵野市）、横浜オフィス（神奈川県横浜市）、大阪オフィス（大阪府大阪市）

※2019年4月に、本社（本店）を移転しております。

② 子会社

SRE AI Partners株式会社	本社（東京都港区）
---------------------	-----------

(7) **使用人の状況** (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
『AI×リアル』ソリューション事業	114 (6)	12名減 (-)
合計	114 (6)	12名減 (-)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110 (6) 名	12名減 (-)	40.3歳	2年10ヶ月

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

その他企業集団の現況に関する重要な事項は、以下のとおりであります。

- ① 2019年4月20日をもって、本店を東京都港区北青山三丁目1番2号に移転。
- ② 2019年6月1日をもって、商号をSREホールディングス株式会社に変更。
- ③ 2019年12月19日をもって、東京証券取引所マザーズ市場へ新規上場。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,138,200株 |
| ③ 株主数 | 4,146名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
ソ ニ ー 株 式 会 社	6,485,100	42.83
Z ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	3,673,000	24.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,273,000	8.40
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	655,733	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	553,700	3.65
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALLCAP FUND CLT AC	241,500	1.59
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	155,900	1.02
GOVERNMENT OF NORWAY	116,400	0.76
野村信託銀行株式会社 (投信口)	83,300	0.55
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	83,200	0.54

(注) 自己株式は保有していません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- a. 2019年7月26日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、同日付で発行可能株式総数を10,000,000株から50,000,000株に変更しております。
- b. 2019年8月20日付で実施した株式分割（普通株式1株を3株に分割）により、発行済株式総数は9,152,000株増加しております。
- c. 2019年12月18日を払込期日とする有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集増資）による新株式発行により、発行済株式総数は1,400,000株増加しております。
- d. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は10,200株増加しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西山和良	SRE AI Partners株式会社代表取締役社長 株式会社マネジメント・シェルパ・ソリューション取締役
取締役	河合通恵 (注2)	不動産事業担当
取締役	角田智弘	AIソリューション事業担当 SRE AI Partners株式会社取締役
取締役	清水卓	不動産流通事業担当
取締役	喜志武弘	事業管理・新規事業アライアンス担当
取締役 (常勤監査等委員)	小野三郎 (注1、3)	監査等委員
取締役 (監査等委員)	齊藤義範 (注3)	ソニー株式会社／経営企画管理部エンタテインメント・金融グループゼネラルマネジャー 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント監査役 株式会社ソニー・デジタルエンタテインメント・サービス取締役
取締役 (監査等委員)	原田潤 (注1、3)	あおばアドバイザーズ株式会社代表取締役 神宮前あおば税理士法人社員 アライドアーキテクト株式会社取締役

(注) 1. 取締役(監査等委員)小野三郎及び取締役(監査等委員)原田潤は、社外取締役であります。

2. 取締役河合通恵の戸籍上の氏名は、石母田通恵であります。

3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 小野三郎、委員 齊藤義範、委員 原田潤

なお、小野三郎は、常勤の監査等委員であります。小野三郎は、大和証券株式会社において支店長や統括部長等を歴任したのち、4社において監査役を歴任した経験を有しており、ビジネスのみならず監査について高い知見を有していると考えられることから、当社取締役(常勤監査等委員)に選任しております。また、原田潤は公認会計士及び税理士資格を有し、複数社において取締役及び監査役を歴任しており、経営及び経理財務面において高い知見と専門性を有していると考えられるため、当社社外取締役(監査等委員)に選任しております。

4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しています。なお、2020年4月1日現在の執行役員は、下記2名で構成されております。

氏名	担当
青木 和 大	ITプラットフォーム事業・企画マーケティング担当
久々 奏 暁 夫	経理財務・コーポレートソリューション担当

また、期中に退任した取締役は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	梅村 雄 士 (注)	社外取締役

(注) 梅村雄士氏は、2019年7月31日付けで、自己都合により辞任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めております。なお、責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。

③ 取締役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (-)	63,079千円 (-)
取 締 役 (うち社外取締役) (監査等委員)	2名 (2名)	11,325千円 (11,325千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (2名)	74,404千円 (11,325千円)

(注) 2019年6月17日開催の定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬限度額は年額150百万円以内、監査等委員の報酬限度額は150百万円とそれぞれ決議されております。
監査等委員以外の取締役の報酬額は、上記限度額の範囲内で取締役会にて決定しております。
この役員報酬の決定にあたっては、社外取締役を含むメンバーで構成される「報酬委員会」において審議することとしており、報酬決定プロセスの透明性向上を図っております。
また、監査等委員である取締役の報酬額は、上記限度額の範囲内において、監査等委員会にて決定しております。

④ 社外役員に関する事項
a. 社外取締役の員数

当社では社外取締役2名（ともに監査等委員）を選任しております。社外取締役（監査等委員）である小野三郎は新株予約権3,000個（9,000株）、社外取締役（監査等委員）である原田潤は新株予約権2,000個（6,000株）をそれぞれ有しております。それら以外に、当社と社外取締役である小野三郎及び原田潤との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

b. 社外取締役の機能及び役割、選任状況に関する考え方並びに当社との関係

社外取締役（監査等委員）である小野三郎は、大和証券株式会社において支店長や統括部長等を歴任したのち、4社において監査役を歴任した経験を有しており、ビジネスのみならず監査について高い知見を有していると考えられることから、当社社外取締役（監査等委員）に選任しております。

社外取締役（監査等委員）である原田潤は、公認会計士及び税理士資格を有し、複数社において取締役及び監査役を歴任しており、経営及び経理財務面において高い知見と専門性を有していると考えられるため、当社社外取締役（監査等委員）に選任しております。

当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。現在選任している2名の社外取締役は、全て当社経営陣からの十分な独立性を確保できており、質量ともに社外取締役としての役職を果たすにふさわしい状況にあります。

c. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役（監査等委員） 小野 三郎	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。複数の会社において監査役を歴任した経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、常勤の監査等委員として、会社運営全般について適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 原田 潤	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地及び複数の会社で役員を兼職している経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、会社運営全般について適宜必要な発言を行っております。

⑤ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門の関係

内部監査担当者と社外取締役である監査等委員は、月1回定例のミーティングを実施し、業務運営における問題点、内部監査実施内容及び実施状況等について協議を行っております。また、社外取締役である監査等委員は、会計監査人と適宜ミーティングを行い、当社の業務運営における問題点等について意見交換を行っております。

なお、年1回、内部監査担当者、社外取締役である監査等委員及び会計監査人の三様監査ミーティングを実施し、内部監査担当者から監査等委員及び会計監査人に内部監査の実施状況を報告する等、三者間の意見交換を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,928千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,928千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人から提示された監査計画の内容や監査時間数等を勘案し、同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に対して、コンフォートレター作成業務、株式上場準備及び財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。しかし、現在は成長途上にあるため、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えており、今期は無配の方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主への利益還元を検討していく方針であります。

なお、内部留保資金の用途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,008,590	流動負債	820,754
現金及び預金	3,182,384	買掛金	9,453
売掛金	79,440	未払金	75,447
営業出資金	767,511	未払費用	154,810
たな卸資産	2,677,685	未払法人税等	270,533
その他	303,252	賞与引当金	93,909
貸倒引当金	△1,682	その他	216,601
固定資産	1,046,102	固定負債	142,986
有形固定資産	161,919	その他	142,986
建物及び構築物	131,075	負債合計	963,741
その他	30,844	(純資産の部)	
無形固定資産	474,049	株主資本	7,085,565
ソフトウェア	395,243	資本金	3,539,855
その他	78,805	資本剰余金	3,539,855
投資その他の資産	410,133	利益剰余金	5,855
投資有価証券	80,000	新株予約権	5,386
関係会社株式	114,997	純資産合計	7,090,951
繰延税金資産	114,932	負債純資産合計	8,054,693
その他	100,203		
資産合計	8,054,693		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,850,353
売上原価		1,320,947
売上総利益		2,529,405
販売費及び一般管理費		1,782,658
営業利益		746,746
受取利息	289	
持分法による投資利益	15,537	
その他の利益	270	16,097
営業外費用		
支払利息	2,950	
株式公開費用	42,416	
その他の費用	10	45,376
経常利益		717,467
特別損失		
固定資産除却損	11,419	11,419
税金等調整前当期純利益		706,047
法人税、住民税及び事業税	261,735	
法人税等調整額	△29,130	232,605
当期純利益		473,442
親会社株主に帰属する当期純利益		473,442

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,619,114	流動負債	657,908
現金及び預金	2,817,077	買掛金	3,700
売掛金	52,393	リース債務	299
営業出資金	767,511	未払金	29,849
たな卸資産	2,677,685	未払費用	151,183
前渡金	175,500	未払法人税等	165,984
前払費用	36,855	前受金	104,806
その他	93,774	預り金	103,052
貸倒引当金	△1,682	賞与引当金	90,589
		その他	8,441
固定資産	990,876	固定負債	142,986
有形固定資産	161,919	リース債務	435
建物	131,075	資産除去債務	26,512
工具、器具及び備品	30,187	その他	116,038
リース資産	656		
無形固定資産	356,686	負債合計	800,895
商標権	16,647	(純資産の部)	
ソフトウェア	277,880	株主資本	6,803,709
その他	62,157	資本金	3,539,855
投資その他の資産	472,270	資本剰余金	3,539,855
投資有価証券	80,000	資本準備金	3,539,855
関係会社株式	190,000	利益剰余金	△276,000
出資金	180	その他利益剰余金	△276,000
繰延税金資産	102,067	繰越利益剰余金	△276,000
その他	100,023	新株予約権	5,386
資産合計	7,609,991	純資産合計	6,809,095
		負債純資産合計	7,609,991

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,482,043
売上原価	1,258,167
売上総利益	2,223,875
販売費及び一般管理費	1,792,766
営業利益	431,109
営業外収益	
受取利息	289
その他の	270
営業外費用	
支払利息	3,055
株式公開費用	42,416
その他	10
経常利益	386,187
特別損失	
固定資産除却損	11,419
税引前当期純利益	374,767
法人税、住民税及び事業税	139,833
法人税等調整額	△17,762
当期純利益	252,696

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

SREホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木直幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 穴戸賢市 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SREホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SREホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

SREホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木直幸	㊞
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士	穴戸賢市	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SREホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

S R Eホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 小野 三郎 ㊟

監査等委員 齊藤 義範 ㊟

監査等委員 原田 潤 ㊟

(注) 監査等委員 小野三郎及び原田潤は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 3F
赤坂インターシティコンファレンス301
TEL 03-5575-2201



交通 銀座線・南北線 溜池山王駅 直結
千代田線・丸ノ内線 国会議事堂前駅 直結
(溜池山王駅から地下通路にて接続)